

とみおか

2015.12月 お知らせ版



夜の森保育所クリスマス会(2007年12月撮影)

放射性セシウム濃度測定日のお知らせ

【ゲルマニウム半導体式核種分析装置(検出限界目標1ベクレル)】
放射能検出に非常に有感な検出器により、小さい値も検出できます。

受付月	測定日	検体受領場所
12月	1月12日(火)	富岡町保健センター (本岡字王塚)
平成28年 1月	2月12日(金)	
2月	3月18日(金)	

※富岡町内の水・土壌・果樹等を測定します。
※詳細は、申込まれた方へ翌月初旬にご連絡いたします。

※測定結果の報告には1週間程度かかります。

▶申込み先 富岡町役場産業振興課

☎0120-33-6466

「ゲルマの測定の件」とお伝えください。

【簡易放射能分析装置(検出限界値 20ベクレル)】

20ベクレル以上の放射能を検出します。

実施施設	申込み先
富岡町役場郡山事務所	富岡町コールセンター ☎0120-33-6466
いわき支所	
大玉出張所	
三春出張所	

※各施設で予約を受け付けております。

申込み先へご連絡をいただいた際に、希望する検査場所名称と「簡易検査器での放射能測定希望」とお伝えください。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか？

町では、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給対象と思われる方に申請書を発送しております。申請書受付期間は臨時福祉給付金は平成28年1月15日(金)、子育て世帯臨時特例給付金は平成28年1月4日(月)までとなっておりますので、早めの手続きをお願いいたします。

申請書と確認書類(本人確認書類については印字されている方全員分、振込み口座の確認書類については、申請者名義の通帳のコピー)を返信用封筒に入れて郵送で申請してください。

対象と思われる方でも、町民税の申告を行っていない方(未申告の方)は、支給対象の判断ができないため申請書を送付しておりませんので、ご注意願います。

☎健康福祉課 福祉係



個人番号カード(マイナンバーカード)の申込み・受け取り方法について

窓口で申込みをする場合

1) 富岡町役場の窓口(郡山、いわき、三春、大玉)で申し込む場合

① 個人番号通知(マイナンバー通知)カードを受け取る。

個人番号通知(マイナンバー通知)カードが転送出来ない簡易書留で届きます。1月になっても届かない場合は、富岡町役場にお電話ください。

② 必要な物を用意して、窓口にて申請!

時間：平日の午前8時30分～午後5時15分
必要な物：通知カード(申請書も)、本人確認書類(運転免許証など)、顔写真(縦4.5×横3.5cm)、住基カード(お持ちの方のみ)



2) 富岡町役場の窓口がない市区町村にお住まい(避難中)で、お住まいの市区町村窓口にて申し込む場合

① 個人番号通知(マイナンバー通知)カードを受け取る。

個人番号通知(マイナンバー通知)カードが転送出来ない簡易書留で届きます。1月になっても届かない場合は、富岡町役場にお電話ください。

② お住まい(避難先)の市区町村窓口を確認した後、窓口にて申請!

お住まい(避難先)の市区町村窓口にて申請できます。詳しくは市区町村役場にお問い合わせください。



③ 個人番号カード(マイナンバー)が届きます!

来年の1月以降に、お住まいの住所(避難先)宛てに個人番号カードが転送できない簡易書留で送られてきます。



窓口以外で申込みをする場合

3) 郵便・スマートフォン・パソコン・まちなかの証明用写真機で申請することをお考えの方へ



郵送



スマートフォン



パソコン



まちなかの証明用写真機

**【注】受け取りは郡山事務所と
いわき支所のみ**

富岡町役場

上記の方法でお申し込み頂くと、個人番号カードは富岡町役場(郡山事務所・いわき支所のみ)での受け取りとなります。

お近くにお住まいでない方は、左記2)の方法をご検討ください。

*ご注意ください。

平成28年1月から個人番号(マイナンバー)の利用が開始されることに伴い、窓口において下記の手続きをする際、個人番号の記載が必要になります。

手続きの際には、窓口にお越しいただく方及び手続きの対象となる方の個人番号を確認できるものとして、「個人番号カード」または「通知カード+本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳など)」をお持ちいただくこととなります。

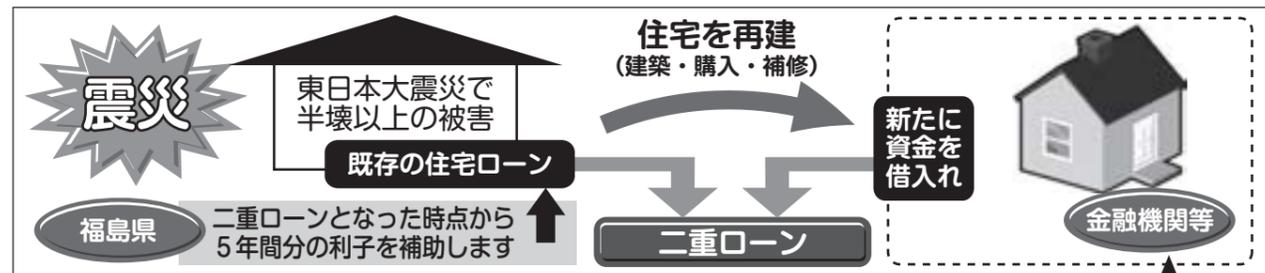
社会保障分野	年金、雇用保険、健康保険、児童手当、児童扶養手当、障害者手帳など
税 分 野	確定申告書、源泉徴収票、扶養控除、支払調書、法定調書など
災害対策分野	被災者生活再建支援金の支給など

【お問い合わせ先】 富岡町役場住民課 住民係 ☎0120-33-6466

東日本大震災の地震・津波で被災された皆様へ

この事業にはクウェート国からの東日本大震災にかかる救援金が活用されています。
福島県住宅復興資金利子補給事業(平成27年度版)

住宅の二重ローンでお困りの方を応援します
既存の住宅ローンの5年間分の利子相当額 最大140万円を補助します



補助金(利子補給金)は、新たな資金を借り入れる金融機関等を通じてお申込みいただけます。住宅ローンを取り扱う金融機関等にご相談ください。

補助の対象となる方

- 次の①～③すべてに該当する方が対象となります。
①東日本大震災により自らが居住していた住宅が被災し、市町村から全壊、大規模半壊、半壊のうちいずれかの「り災証明書」の発行を受けた方。
②平成23年3月11日の時点で、被災住宅に対し融資残高(複数の借入がある場合はその合計額)が500万円以上の既存住宅ローンがある方。
③福島県内に自ら居住するための住宅に対し、借入額(複数の借入がある場合はその合計額)が500万円以上の新規住宅ローンがある方。

補助額

新規住宅ローンを契約した時点の、既存住宅ローンの債務残高と利率等に基づき、元利均等毎月償還方式で算定した今後5年間分の利子相当額を、140万円を上限に一括交付します。

既存住宅ローンとは、住宅の建設、購入、増改築、補修を目的に融資機関から借入れをした資金で、平成23年3月11日以前に金銭消費貸借契約を契約したものです。

新規住宅ローンとは、住宅の建設、購入、補修を目的に融資機関から借入れをした資金で、平成23年3月11日～平成28年2月末に金銭消費貸借契約を締結したものです。

申込みの手続き 新規住宅ローンの借入金融機関等に交付事務に関する手続きを委任するだけで済みます

新たな住宅ローンを組んで二重ローンになったら・・・

Step1 融資残高等証明書の入手

既存の住宅ローンを借り入れている金融機関等から、融資残高等証明書の発行を受けてください。(発行依頼にあたっては新規の住宅ローンの金銭消費貸借契約書の写しを添付してください)

Step2 金融機関等への委任

次の書類を添付し、新規の住宅ローンを借り入れた金融機関等に委任状を提出してください。

- ①市町村長が発行する「り災証明書」
②既存の住宅ローンの借入金融機関等が発行した融資残高等証明書
③他の融資機関からも新たな住宅ローンの借入がある場合は、その金銭消費貸借契約書の写し(委任する金融機関等からの借入だけで500万円以上となる場合は不要です)

※補助金(利子補給金)は、委任した金融機関等を通じて指定した口座に支払われます。

ご注意

- 交付事務の手続きを委任できるのは、県と事務処理に係る協定を締結している金融機関等となります。委任可能な金融機関等や詳しい手続き方法については、県のホームページでご確認ください。
○融資残高等証明書及び委任状の用紙は、県のホームページからもダウンロードできます。

ホームページの検索方法 福島県二重ローン 検索

お問い合わせ
被災者向け住宅相談窓口専用ダイヤル
024-521-7698
午前9時から午後5時まで(平日)

又は
福島県土木建築指導課
電話 024-521-5764
FAX 024-522-6383

福島県

がんばるあなたを応援します 富岡町奨学資金制度

町では、経済的理由により修学が困難な方を対象に、奨学資金を無利子で貸付しています。お気軽にご相談ください。

◆対象となる方

大学や短大、専修学校(修業年限2年以上)、高等専門学校、高等学校に在学している方で次の要件に該当する方。

- 1 品行が正しく、学術にすぐれ、身体が強健であること。
2 合格当時、町内に引き続き5年以上住所を有していること。
3 経済的理由により修学が困難と認められること。
4 同種の奨学資金の貸与、給付を受けていないこと。
5 世帯全員の所得が町奨学資金貸与条例施行規則に基づく基準以下であること。

※連帯保証人(2名)が必要となります。
※卒業の6ヶ月後から、貸与期間の2倍の期間以内に貸与を受けた奨学資金の全額を年1回又は年2回で返還するようになります。

◆奨学金・貸与期間

区分	奨学金(月額)	貸与期間
大学(短大を含む)	自宅通学 20,000円以内	正規の修学期間
専修学校	自宅外通学 50,000円以内	
高等専門学校 高等学校	10,000円以内	

◆申請期間

平成28年3月1日(火)から4月11日(月)まで(その後は毎月10日が期限になります)
※申請人の面接を申請期間中に行いますので、奨学金の貸与を希望する学生の方は町教育委員会までお越しください(面接が難しい場合はご相談ください)。
※募集要項は町教育委員会に備え付けてあります(町ホームページからダウンロードすることもできます)。

町教育委員会 教育総務課 ☎024-953-6266

第2回富岡町シンボル検討委員会が行われました

11月28日、第2回富岡町シンボル検討委員会が郡山市の富岡町社会福祉協議会おだがいさまセンターで行われました。

今回は公募により集まったマスコットキャラクターの愛称と富岡町キャッチフレーズの選考がおこなわれ、委員会案が決定しました。今後商標調査を経て、正式発表となります。



富岡町表彰式・記念講演及び新年賀詞交換会開催のお知らせ

平成28年富岡町表彰式・記念講演及び新年賀詞交換会を下記の日程で開催いたします。なお、記念講演に係る詳しい内容につきましては、同封の【記念講演のご案内】をご覧ください。

- ◆日時 平成28年1月22日(金) 午前10時から
◆場所 パレスいわや (いわき市鹿島町久保字梅田4-1)
◆参加費 無料
◆申込み方法 ①団体名 ②職名 ③氏名 ④連絡先を町コールセンターへ、お電話にてお申込みください。(個人での参加も可能です)
◆申込み期限 平成28年1月8日(金)

町総務課 総務係

消防署からのお知らせ

今年も残すところあと1ヵ月となりました。寒さが厳しくなり、火気を使用する機会が増えます。今回はストーブの注意点を紹介します。取り扱いに注意し、今年1年を締めくくりましょう!!

◆ストーブの使用時には、下記の点に注意しましょう。

- ☆昨シーズン購入した灯油は使用しない。
(古い灯油は不完全燃焼を起こしやすいため)
- ☆ストーブの上に洗濯物を干さない。
- ☆ヘアスプレーなど引火の可能性があるものは近くに置かない。
- ☆外出するときや寝るときは必ず火を消す。



電気ストーブも注意が必要です!

◆電気ストーブは火を使わないから安心と思いませんか?

- ☆ストーブ火災の内、電気ストーブの火災は約7割です! イメージでは石油ストーブの方が火災になりやすいと思われるようです。
- ☆電気ストーブでは、布団や座布団の着火が多く、その次に衣類や繊維製品となっています。
- ☆火災予防上、可燃物などから1メートル以上の距離を取ることが推奨されています。



【平成27年度全国統一防火標語】
無防備な 心に火災が かくれんぼ

□お問い合わせ 富岡消防署 ☎0240-25-2119
浪江消防署 ☎0240-34-7360



発行／富岡町
編集／富岡町役場総務課秘書広報係

〒963-0201 福島県郡山市大槻町字西ノ宮48-5
TEL: 0120-33-6466 FAX: 024-961-3441

富岡町公式ホームページ <http://www.tomioka-town.jp/>
富岡町公式フェイスブック <http://www.facebook.com/town.tomioka.fukushima>

Eメールは富岡町公式ホームページの「メールはこちらから」をクリックし、各課あてにお送りください。

